

公 告

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

令和元年 10 月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
I C カード化運転免許証関係機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和元年 8 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社富山営業所
富山市牛島新町 5 番 5 号
- 5 落札金額
183,472,560 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
令和元年 7 月 12 日

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和元年 8 月に実施した監査の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表す

る。

令和元年10月 7 日

富山県監査委員 山 本 徹
 富山県監査委員 瘧 師 富士夫
 富山県監査委員 天 坂 幸 治
 富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

監 査 年 月 日

議会事務局	議 会 事 務 局	令和元年 8 月 22 日
総合政策局	企 画 調 整 室	令和元年 8 月 26 日
同	秘 書 課	令和元年 8 月 20 日
同	消 防 課	令和元年 8 月 23 日
同	防 災 ・ 危 機 管 理 課	令和元年 8 月 26 日
同	ス ポ ー ツ 振 興 課	令和元年 8 月 22 日
同	少 子 化 対 策 ・ 県 民 活 躍 課	令和元年 8 月 23 日
同	国 際 課	令和元年 8 月 20 日
同	移 住 ・ U I J タ ー ン 促 進 課	令和元年 8 月 26 日
経営管理部	人 事 課	令和元年 8 月 6 日
同	情 報 政 策 課	令和元年 8 月 6 日
同	統 計 調 査 課	令和元年 8 月 8 日
同	広 報 課	令和元年 8 月 8 日
同	文 書 総 務 課	令和元年 8 月 7 日
同	財 政 課	令和元年 8 月 8 日
同	管 財 課	令和元年 8 月 7 日
商工労働部	商 工 企 画 課	令和元年 8 月 2 日
同	経 営 支 援 課	令和元年 8 月 2 日
同	商 業 ま ち づ くり 課	令和元年 8 月 1 日

監査対象箇所**監 査 年 月 日**

商工労働部	立 地 通 商 課	令和元年 8 月 1 日
同	労 働 政 策 課	令和元年 8 月 1 日
土 木 部	富 山 新 港 管 理 局	令和元年 8 月 27 日
同	富 山 港 事 務 所	令和元年 8 月 5 日
出 納 局	検 査 室	令和元年 8 月 22 日
同	出 納 課	令和元年 8 月 23 日
同	総 務 会 計 課	令和元年 8 月 20 日
同	高 岡 出 納 室	令和元年 8 月 23 日
同	砺 波 出 納 室	令和元年 8 月 23 日
教育委員会	中央農業高等学校	令和元年 8 月 30 日

(注) 山本監査委員及び瘡師監査委員については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議会事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

平成29年度及び平成30年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 現金の払込みに遅延しているものがあつた。

イ 資金前渡金の精算に伴う返納が年度内に完了せず、翌年度の歳入としたものがあつた。

ウ 補助金の額の確定が適正でないものがあつた。

エ 支出科目を誤っているものがあつた。

オ 契約内容に誤りがあるものがあつた。

カ 交通事故による損害が生じた。

キ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の内容を誤っているものがあった。(2箇所)

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監査年月日

公立大学法人富山県立大学

令和元年8月9日

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター

令和元年8月5日

公益社団法人富山県農林水産公社

令和元年8月19日

(2) 監査対象年度

平成30年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。今後、一層適正な執行に努められたい。

